



あおいろ通信

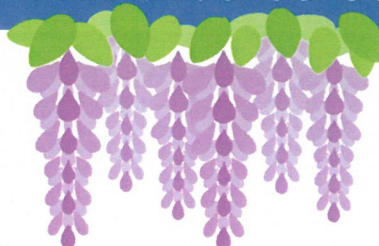
発行所 木更津青色申告会
 発行者 山口 庸一
 編集 広報委員会

木更津市中央3-2-7 唯野ビル3F
 TEL 0438-23-8401
 FAX 0438-38-3031

Kisarazu



木更津税務署
 署長 金田 安晴



木更津青色申告会
 会長 山口 庸一

令和7年分確定申告・青色コーナーのご協力に感謝

木更津青色申告会の皆様には、日頃より税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なるご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

例年のように、令和7年分の確定申告につきましては、青色コーナーへの従事について、ご協力をお願いするため、1月28日に山口会長へ協力依頼状を交付させていただきました。

本年も申告相談会場に青色コーナーを設置し、多くの納税者にご利用いただきました。山口会長をはじめ会員の皆様には青色申告承認申請の勧奨や記帳制度の説明などを行っていただいたほか、広報車の管内巡回による広報活動も行っていただきました。

皆様のご支援に感謝いたします。ありがとうございました。

さて、本年はスパークルシティ木更津で行う最後の確定申告でした。来年以降は木更津税務署内に申告相談会場を開設する予定です。年々自宅等からのe-Taxによる申告が増加し、来署者は減少している状況ではありますが、申告相談で来署される方がいる限り青色コーナーは設置・運営していきます。今後も変わらぬご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、木更津青色申告会のますますのご発展、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

会員の皆様には、日頃より本会の活動に対し多大なるご協力とご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

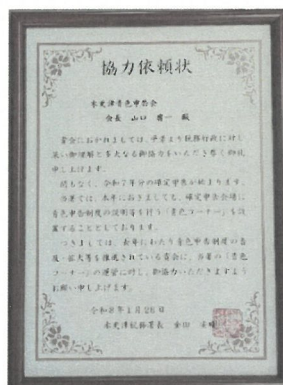
本年も木更津税務署からの協力依頼を受け、2月16日から3月16日までの期間、申告相談会場内に「青色コーナー」を開設いたしました。実施結果は、基本1名体制での対応の中、来訪者は58名、うち入会者は1名となりました。来訪者数は昨年に比べ18%減少しており、e-Taxの普及等により、今後もこの傾向は続くものと予想されます。

しかし、この対面指導は青色申告のメリットを直接伝え、新たな仲間を迎える重要な柱です。今後は指導委員会の主導のもと、説明レベルの向上を図り、限られた機会を確実に入会へ繋げられるよう体制を強化してまいります。

また、現在の会員数は865名(3月31日時点)となっております。組織の維持・発展には、青色コーナー以外の入会促進活動が急務です。今後はWebやSNSでの情報発信を強化するとともに、会員の皆様からのご紹介といった「人の輪」による拡大にも、より一層力を入れていく所存です。

結びに、時代に即した会のあり方を共に模索し、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

皆様のご健勝と事業のご繁栄を祈念し、お礼の挨拶とさせていただきます。



1月28日に確定申告時に備えて青色コーナーの研修会を開催しました。

当日は金田税務署長、向後副署長、椎屋個人課税第一部門統括、仲田個人課税第一部門上席のご来賓のもと開催されました。

青色コーナー開設にあたり「協力依頼状」の授与があり、税務署と相互協力して、青色申告制度の普及と拡大等の推進とコーナー運営に協力することを確認いたしました。

青色コーナー
 従事者研修会

令和8年度税制改正 個人事業者に係るおもな項目

青色申告会の税制改正要望が実現しました

 青色申告会

1. 青色申告特別控除の見直し（令和9年分からの適用です）

成果1

青色申告特別控除の上限額を75万円に引き上げや簡易帳簿で記帳できる方を限定するなどの見直しがおこなわれました。見直し後の概要は次のとおりです。

対 象 者		記帳方法		申告方法		控除の 上限額
		手書き帳簿	会計ソフト	電子申告	書面提出	
▶事業所得者 ▶事業的規模の不動産所得者	複式簿記	—	◎※1	○	—	75万円
		○	○	○	—	65万円
		○	○	—	○	10万円
▶事業的規模に満たない不動産所得者 ▶山林所得者		○	○	○	○	10万円
▶事業所得者または不動産所得者で前々年の収入金額が1,000万円以下の方※2 ▶事業的規模に満たない不動産所得者 ▶山林所得者	簡易帳簿	簡易帳簿で記帳できる方が限定されます※3		○	○	10万円

※1 ◎印は、㊦優良な電子帳簿(訂正削除履歴等)または㊧請求書データ等との自動連携のいずれかに対応する会計ソフトに限定され、75万円控除の適用を受ける所得税の法定申告期限までに、税務署に所定の届出書を提出する必要があります（改正前の65万円控除等の適用を受けるために㊦の届け出が済んでいる方は再提出不要）。ただし、こうした条件を満たしても、申告方法が電子申告ではなく、書面提出とした場合は10万円控除になります。

※2 事業所得と不動産所得の両方がある方は、いずれも前々年の収入金額が1,000万円以下でなければいけません。

※3 令和9年分以後は、前々年の収入金額が1,000万円を超えるために複式簿記での記帳を求められる方が簡易帳簿で記帳すると、青色申告特別控除が適用できません。

2. インボイス制度の経過措置の延長

成果2

- ① 納税額を売上税額の2割とする2割特例（令和8年分まで）は、個人事業者に限って、割合を3割として2年延長されました。令和9年分と10年分の申告で適用できます。
- ② インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る税額控除の経過措置は、控除可能割合が次のとおり見直され、適用期間が延長されました。

改 正 後	令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	80%控除
	令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	70%控除
	令和10年10月1日から令和12年9月30日まで	50%控除
	令和12年10月1日から令和13年9月30日まで	30%控除

3. 個人版事業承継税制の申請期限の延長

成果3

青色申告をしている個人事業者の事業承継で相続税や贈与税の負担を全額猶予・免除する個人版事業承継税制は、事業承継計画の提出期限が令和10年9月30日まで延長されました。

4. 基礎控除の額の見直し（個人住民税は改正されません）

基礎控除の額が、次のとおり見直されました（居住者に限ります）。

合計所得金額	改正前	改正後	
		令和 8・9 年分	令和 10 年分以後
132 万円以下	95 万円	104 万円	99 万円
132 万円超 336 万円以下	88 万円		62 万円
336 万円超 489 万円以下	68 万円		
489 万円超 655 万円以下	63 万円		
655 万円超 2,350 万円以下	58 万円		
		67 万円	
		62 万円	

※1 合計所得金額2,350万円超の場合は、見直しがありません。

※2 合計所得金額2,350万円以下の非居住者の基礎控除の額は、一律62万円です。

※3 令和10年分の基礎控除の額は、物価の上昇を踏まえて見直しがされる予定です。

5. 給与所得控除の額の見直し（個人住民税も同様に改正されます）

給与所得控除の額が、次のとおり見直されました。

給与等の収入金額	改正前	改正後	
		令和8・9年分	令和10年分以後
190万円以下	65万円	74万円	収入金額×30%+8万円(69万円以下の場合は69万円)
190万円超 220万円以下	収入金額×30%+8万円		

※1 給与等の収入金額220万円超の場合は、見直しがありません。なお、上記の金額は居住者に適用されるものです。

※2 個人住民税への適用は、令和9年度分からになります。

※3 令和10年分の給与所得控除の額は、物価の上昇を踏まえて見直しがされる予定です。

6. ひとり親控除の額の引き上げ（令和9年分からの適用です）

ひとり親控除の額が38万円（現行35万円）に引き上げられました。

※ 個人住民税では33万円（現行30万円）に引き上げられ、令和10年度分から適用されます。

7. 扶養控除等の所得要件の見直し（個人住民税も改正されます）

基礎控除の額の見直しにより、扶養控除等の所得要件が見直されました。

扶養親族等の区分	合計所得金額	
	改正前	改正後
扶養親族・同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下	62万円以下
勤労学生	85万円以下	89万円以下

※1 個人住民税への適用は、令和9年度分からになります。

※2 ひとり親の生計を一にする子の所得要件は、総所得金額等の合計額です。

8. その他

- ① 少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例は、取得価額を40万円（現行30万円）未満に引き上げ、令和11年3月31日まで延長されました。なお、適用できる取得価額の年間合計額は300万円に変更ありません。
- ② 国民年金保険料および国民年金基金掛金の控除証明書について、その内容を明細書に記載して提出することで確定申告書への添付・提示が省略できるようになりました。



令和9年分より青色申告特別控除の見直しがあります

会計ソフトによる複式簿記で記帳していても
申告方法が電子申告ではなく、書面提出とした場合は
最高65万円控除が10万円控除になります。

青色申告特別控除の上限額引き上げ、簡易帳簿で記帳できる方を限定
など大きく見直しがありますので、
詳しくはP2～P3(中面)の【令和8年度税制改正】をご覧ください。

※e-Taxをするには事前準備が必要です。

※ e-Taxを始めるための事前
準備など、詳細はe-Taxホーム
ページをご確認ください。



e-Taxホームページ

国税庁 e-Tax HP

<https://www.etax.nta.go.jp/start/index.htm>

女性部・青年部部員募集中

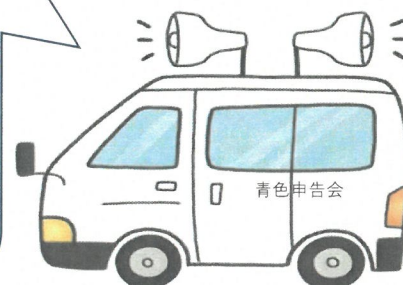
木更津青色申告会の会員・専従者・従業員
でしたら、どなたでも部員になれます。勉
強会やフラワーアレンジメント講習会、日
帰り研修旅行などの活動をしています。1
回だけの参加もOKです。

ご興味のある方は事務局まで
0438-23-8401



2月16日～3月9日ま
での5日間、各支部の皆
様方のご協力により確定
申告の広報活動が行われ
ました。各市を巡回して、
早期提出、正しい申告の
PRに努めていただきました。
お忙しい中ありがとうございました。

● 広報車の運行 ●



記帳点検について

- 4月～12月まで指導料は無料です。
翌年決算指導を受ける方は、この時期に記帳点検を受けていただくと決算指導が
スムーズになります。
特に、会計ソフトブルーリターンAをご使用の方は年内記帳点検をお願いいたします。
- 減価償却資産(車・建物等)の取得の方は、年内に明細をご持参の上お越しく下さい。
- 点検を受けられる方は、必ず事務局へご予約をお願いいたします。
(来局前に預金通帳の記帳、残高の照合をお願いいたします。)

夏季休暇のお知らせ

8月10日(月)～14日(金)
までお休みになります。

*御用の方は、8月17日(月)
以降をお願いします。



会費口座振替のお知らせ

令和8年度の会費振替日

6月29日(月)です。

R7.12月にお知らせしました通り、
今年度より年会費18,000円になりました。
前日までに引落のご準備をお願いいたします。
*支部会費を徴収している支部につきましては、
別途1,000円かかります。

